

相談支援事業所 ソテリア

【法人名】社会福祉法人 ひとふさの葡萄 【住所】中央市山之神1522-83  
 【電話】055-278-5070 【FAX】055-274-0657  
 【mail】hitofusa.koshu2101@gmail.com 【HP】http://www.hitofusa.org/  
 【設備など】

サービス名	定員	送迎	活動内容 ほか
計画相談支援 (指定特定/指定障害児)	—	—	計画相談



【事業所からのPR】  
 障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、ニーズや悩みを細かく聞き取り、一人ひとりに適切な障がい福祉サービス等の利用について相談支援を行ってまいります。  
 相談支援事業を通じ、地域の課題やニーズを把握するとともに、地域の福祉活動に貢献していきたいと考えています。

中央市社会福祉協議会

【法人名】社会福祉法人 中央市社会福祉協議会 【住所】中央市下河東620 中央市立玉穂総合会館内  
 【電話】055-274-0294 【FAX】055-274-0319  
 【mail】ttt@chuo-shakyo.or.jp (移動支援) keikakusoudan@chuo-shakyo.or.jp (計画相談)  
 【HP】http://chuo-shakyo.or.jp 【設備など】駐車場70台

サービス名	定員	送迎	活動内容 ほか
計画相談支援 (指定特定/指定障害児)	—	—	サービス等利用計画作成、相談支援



【事業所からのPR】  
 中央市で生活している障害をお持ちの方を対象に、福祉サービスを利用するための相談を受け、希望に沿った利用計画を一緒に立てさせていただきます。

中央市・昭和町障がい者相談支援センター

穂のか通信 (第16号) 発行 令和6年3月31日

住所：中央市白井阿原305-1 TEL:055-274-1100 FAX:055-274-1103

中央市の「穂のか」のホームページはこちら



昭和町の「穂のか」のホームページはこちら



私たち「穂のか」では、中央市・昭和町在住の障がいのある方やご家族、また地域で支えていただいている皆様からの相談を各関係機関とも連携しながら一緒に考えていくための相談支援体制の充実に取り組んでいます。  
 また、本年4月1日から改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮(障害のある方から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応が求められた時に、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと)の提供が義務化されます。「共生社会」の実現のためこれからも職員一同尽力していきますので、皆様方には、お気軽に「穂のか」をご利用いただきたいと思います。

昭和町役場 福祉介護課長 大森 保夫

れんげ会のほうこく

12月9日(土)に玉穂総合会館多目的ホールに於いて、2回目のれんげ会を開催しました。はじめは、参加者を2チームに分けボッチャを楽しみました。初めて参加された方もなかなかの腕前でした。チーム戦の後は個人戦を行い、時間の経つのも忘れ、たいへん盛り上がりました。茶話会と同時にクールダウンを行い帰途に就きました。



# しょうがい理解の啓発活動の報告

ねん かいさい しょうわちよう まつ れいわ ねん がつ にち  
4年ぶりの開催の、昭和町ふるさとふれあい祭り(令和5年10月8日)

ちゅうおうし れいわ ねん がつ にち しゅってん ちゅうおうし  
と、中央市ふるさとまつり(令和5年11月3日)に出展しました。中央市・

しょうわちよう かく まつ けい めい かたがた た よ いただ  
昭和町の各お祭りに、計600名ほどの方々にお立ち寄り頂きました。

当日はアンケートやクイズを通して、障害者虐待防止法、障害者差別

かいしょうほう ほうりつ ちゅうおうし しょうわちようざいじゅう しょう かた  
解消法という法律があること、中央市・昭和町在住の障がいのある方や

かぞく そうだんまどぐち しょう しゃそうだんしえん ほ  
そのご家族の相談窓口として「障がい者相談支援センター穂のか」があ

ることを知っていただく機会となりました。



れいわ ねん がつ にち しょうがいしゃさべつかいしょうほう か  
令和6年4月1日から障害者差別解消法が変わります

## ごうりてきはいいよ ていきょう ぎむか 合理的配慮の提供が義務化

### されます

しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょうがい りゆう ふとう さべつてきとりあつか きんし  
障害者差別解消法では障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止しています。

きぎょう てんぼ じぎょうしゃ くに とどうふけん しちょうそん ぎょうせいきかんとく  
企業や店舗などの事業者や、国・都道府県・市町村などの行政機関等においては、

しょうがい りゆう ざい かくしゆきかい ていきょう きよひ ていきょう  
「障害がある」という理由だけで財・サービス、各種機会の提供を拒否したり、提供す

あ ばしよ じかんたいなど せいげん しょうがい ひと こと とりあつか  
るに当たって場所・時間帯等を制限するなど「障害のない人と異なる取扱い」をすること

しょうがい ひと ふり あつか  
で障害のある人を不利に扱うことのないようにしなければなりません。

しょうがい ひと たい しょうがい りゆう こと とりあつかい せいとう りゆう ばあい  
障害のある人に対する障害を理由とした異なる取扱いに「正当な理由がある」場合

- ① 客観的に見て正当な目的の下に行われたもの ② 目的に照らしてやむを得ないと言える場合、

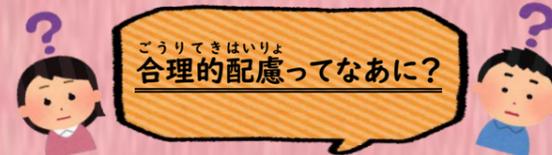
いほう ばあい ふとう さべつてきとりあつか  
以上にあたる場合は、「不当な差別的取扱い」にはなりません。

ポイント



※ 詳細は内閣府ホームページ

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai\\_leaflet-r05.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html)



ごうりてきはいいよ  
合理的配慮とは、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障害のある

ひと じぎょうしゃとう たいわ かせね かいけつさく けんどう  
人と事業者等が対話を重ね、ともに解決策を検討していくこと、【建設的対話】が重要

です。けんせつてきたいわ  
建設的対話とは、前向きな気持ちで取り組む話し合いのことです。建設的対話に

つとめ、もくてき おう しゅだん み たいせつ  
努め、目的に応じて手段を見つけていくことが大切です。